



QUANTUM SOLUTIONS

2024年4月19日

各位

会社名 クオンタムソリューションズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 マーク ピンク
(コード番号 2338 東証スタンダード)
問合せ先 経営企画室 富田 剛司
TEL 03-6910-0571 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年5月30日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的の変更

(1) 定款変更の理由

当社の事業領域や事業内容の拡張に即した目的事項に対応するため、現行定款第2条(目的)の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を表します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当社は、次の事業を営むことを目的とする。	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. インターネットに関連するコンサルティング事業	1. インターネットに関連するコンサルティング事業
2. 社外特別企画事業の運営受託業務	2. 社外特別企画事業の運営受託業務
3. コンピューターのソフトウェア企画開発及び受託事業	3. コンピューターのソフトウェア企画開発及び受託事業
4. コンピューターのハードウェア企画開発及び受託事業	4. コンピューターのハードウェア企画開発及び受託事業
5. インターネットプロバイダ事業	5. インターネットプロバイダ事業
6. 人材派遣事業	6. 人材派遣事業
7. インターネット関連教育事業	7. インターネット関連教育事業
8. インターネット関連書籍・マニュアル開発事業	8. インターネット関連書籍・マニュアル開発事業
9. インターネット関連コンピューター機器、端末機器仕入販売事業	9. インターネット関連コンピューター機器、端末機器仕入販売事業
10. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業	10. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
11. 情報通信システムの企画、設計ならびに管理運営に関連するコンサルティング事業	11. 情報通信システムの企画、設計ならびに管理運営に関連するコンサルティング事業
	12. インターネットを利用した電子商取引事業

12. インターネットを利用した電子商取引事業 13. 広告に関する企画、制作及び広告代理店業 14. 企業経営に関する指導及びコンサルティング 15. 仮想通貨取引所運営に関するシステムの開発、研究、販売、保守及びコンサルティング 16. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング 17. 傘下子会社およびグループの経営管理及びこれに附帯する業務 18. 前各号に附帯する一切の業務	13. 広告に関する企画、制作及び広告代理店業 14. 企業経営に関する指導及びコンサルティング 15. 仮想通貨取引所運営に関するシステムの開発、研究、販売、保守及びコンサルティング 16. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング 17. <u>インターネットを利用したゲームの企画、開発、製作、配信、運営、提供</u> 18. <u>A I（人工知能）に関する企画、開発、販売及び関連するコンサルティング事業</u> 19. <u>半導体の販売及び関連するコンサルティング事業</u> 20. <u>投資事業</u> 21. 傘下子会社およびグループの経営管理及びこれに附帯する業務 22. 前各号に附帯する一切の業務
--	---

(3) 変更予定日
2024年5月30日

2. 発行可能株式総数の変更

(1) 定款変更の理由

将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を 174,438,372 株に変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>162,445,500 株</u> とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>174,438,372 株</u> とする。

(3) 変更予定日
2024年5月30日

3. 役付取締役の削除

(1) 定款変更の理由

当社を取り巻く環境の変化に対応し、機動的で迅速な経営体制を構築することが可能となるよう、現行定款第22条の役付取締役の選定に関する規定を削除し、これに伴い、現行定款第13条及び第20条に定める招集権者及び議長に関する規定を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第 1 3 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 2 0 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 2 条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>の中から取締役社長 1 名、副社長、</u> <u>専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第 1 3 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 2 0 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 2 2 条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 (削除)</p>

(3) 変更予定日

2024 年 5 月 30 日

以 上